

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る仕様書

- 1 件名
自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け（その2）
- 2 貸付物件
別紙「貸付物件一覧表（その2）」のとおり。
- 3 貸付期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。また、契約の更新は認めないこととする。
- 4 自動販売機の設置日及び撤去日
貸付期間の初日及び末日が施設の休館日になる場合は、郡山市は、設置事業者と自動販売機の設置日及び撤去日を協議し、決定するものとする。
- 5 その他
 - (1) 自動販売機で販売する容器は、蓋付のもののみとする。
 - (2) その他の事項については、別紙「物件調書」及び「共通仕様書」のとおりとする。
 - (3) 契約に当たっては、別紙「公有財産有償貸付契約書」の内容を遵守すること。
 - (4) 不明な点については、郡山市財務部公有資産マネジメント課（電話：024-924-2051）まで問い合わせること。